

川内原発の再稼働に反対する声明

- 1 原子力規制委員会は、本年7月16日、審査を進めてきた九州電力川内原発1、2号機について、「新規制基準」適合を理由に、審査書案を了承した。これを受けて直ちに科学的・技術的意見の公募が開始されており、30日間の意見募集が終了した後、正式な審査書として決定される予定となっている。政府や九州電力は、この秋にも、川内原発1、2号機を再稼働させようとしている。
- 2 しかし、「新規制基準」自体、東京電力福島第一原発事故の収束も原因解明もできていない中で作られ、EU基準で実施されている格納容器の強度や電源システムの独立性なども盛り込まれない、著しく不十分な基準でしかない。そして規制委員会の田中委員長は、審査したのは「安全性ではなく、基準の適合性」であるとし、「安全だということは申し上げません」と記者会見でくりかえし明言し、再稼働を認めるかどうかは政府の責任だとしている。他方で安倍首相は、安全性の検証が全く行われていないにもかかわらず、「世界一厳しい安全基準」と強弁し、規制委員会の審査を通ったものは再稼働するとしている。これは、福島第一原発事故で国民から厳しく批判された「安全神話」の復活と、原発稼働についての無責任体制への回帰にほかならない。
- 3 川内原発の特徴的な問題は、近くに阿蘇、始良（桜島）などのカルデラがある国内有数の火山地帯に立地しており、巨大噴火の危険性があることである。この点審査書案は、火山学者の警鐘を軽視して、「巨大噴火の起こるリスクは極めて低い。」「噴火の前兆は把握できる。」と、九州電力の主張を一方的に取り入れている。周辺住民の生命・身体の安全よりも、電力会社等の経済性を優先した結果となっている。
- 4 また「新規制基準」は、原発の科学的・技術的な面についての適合性に関する基準でしかなく、実際に再稼働させる場合に必要不可欠な周辺住民の避難計画や、放射性廃棄物の処理問題などについては、原子力規制委員会の権限外とされていて、何一つ議論されていない。避難計画は地元自治体任せの状況であり、実効性のある避難計画は策定されていない。このような状態で原発を再稼働させることは、無責任極まりない。
- 5 原子力発電所でひとたび事故が起きれば、取り返しのつかない深刻で重大な被害が発生することは、福島原発事故で明らかになった。国土の一部とそこで営まれていた住民の生活が事実上喪われるという、悲惨な状況を二度と発生させてはならない。
自由法曹団は、原発事故の被害を繰り返させないため、国に対し、福島原発事故の責任を認め、国策を転換して原発ゼロの社会をめざすよう要求している。「新規制基準」適合を理由に、川内原発1、2号機を再稼働させようとする動きに対し、強く反対する。

2014年7月23日

自由法曹団
団長 篠原義仁